

(5) 添付資料5 事業費算出内訳の根拠資料(仮置場防護ネット)

(内訳別紙1)

購入理由

仮置場とした[]運動公園駐車場の敷地と道路の間には、フェンス等が設置されておらず、不法投棄やごみの飛散の恐れなどがあったことから、市職員により設置するため資材を購入したものを。

(支柱用の鉄杭を約3.6m間隔で打ち込み、長さ36mの防護ネットを設置)

仮置場防護ネット一式の内訳

内容	数量	単位	単価	金額
ネット(50m)	1	巻	9,500円	9,500円
注意看板	3	枚	610円	1,830円
支柱用鉄杭	11	本	1,100円	12,100円
計				23,430円
消費税				2,343円
合計				25,773円

※ネットの必要な長さは36mだが、50m単位での販売のため折り返して設置した。

見積比較表

業者名	見積額	備考
株式会社[]	25,773円	決定
[]株式会社	25,949円	
[]産業	26,675円	

添付資料

見積書

支出負担行為票

随意契約理由書

請求書

支出命令票

設置箇所図及び写真

御見積書

令和元年10月1日

市役

御中

様

株式会社

物件名称：
 受渡場所：
 納期：
 取引方法：
 見積有効期限：令和元年10月31日

合計 ¥25,949

ご照会の件 下記の通り御見積り申し上げます。

品名・規格	単位	数量	単価	金額	備考
...	...	1	9,600	9,600	
...	枚	3	630	1,890	
...	本	11	1,100	12,100	
合計				23,590	
消費税				2,359	
合計				25,949	

支出負担行為票

(会計課)

一般会計

負担

所長

伝票番号

026395

市長	副市長	課長	補佐	担当	起票
***	***				
教育長	財政課長	地域市民局 教育委員会		会計管理者	合議
***	***	課長	補佐	担当	***
会計管理者	課長	補佐	会計課 担当		起票・審査

所属課	001230	クリーンセンター
起票日	令和元年 10月 1日	
会計年度	令和 元年度	
会計	01 一般会計	
予算区分	1 現年度	
事業	01 一般廃棄物処理対策事業	
款	04 衛生費	
項目	02 清掃費	
目節	02 塵芥処理費	
節	11 需用費	
細節	01 消耗品費	

摘要	金額												
001 消耗品費	25,773 円												
(理由) 仮置場侵入防止用ネット、看板、鉄杭													
支出整理	<table border="1"> <tr> <td>予 算 現 額 (A)</td> <td>430,000 円</td> <td>支払態様</td> <td>1 一括支払</td> </tr> <tr> <td>支出負担行為済額(B)</td> <td>209,501 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算残額(A)-(B)(C)</td> <td>220,499 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算 現 額 (A)	430,000 円	支払態様	1 一括支払	支出負担行為済額(B)	209,501 円			予算残額(A)-(B)(C)	220,499 円		
予 算 現 額 (A)	430,000 円	支払態様	1 一括支払										
支出負担行為済額(B)	209,501 円												
予算残額(A)-(B)(C)	220,499 円												

債権者	(コード) 500214	
	(名称) 株式会社	
	(代表者) 代表取締役	
	(住所)	
	(連絡先)	



随意契約理由書

物品名：仮置場防護ネット一式

理由：台風第15号の被害により発生したごみの仮置場である、 市運動公園駐車場の敷地と道路の間に設置する防護ネットの資材を購入するものであるが、金額が小額であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び 市財務規則第137条第1項第6号の規定により随意契約とする。

地方自治法施行令

発令 　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和1年12月13日号外政令第183号

改正内容：令和1年12月13日号外政令第183号[令和1年12月16日]

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連

合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(随意契約)

第137条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 予定価格が130万円以下
- (2) 財産の買入れ 予定価格が80万円以下
- (3) 物件の借入れ 予定価格が40万円以下
- (4) 財産の売払い 予定価格が30万円以下
- (5) 物件の貸付け 予定価格が30万円以下
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 予定価格が50万円以下

2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約を締結する前に、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表すること。
- (2) 契約を締結した後に、契約の相手方、契約内容及び契約金額を公表すること。

(随意契約の見積書の徴取等)

第138条 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 法令等によって価格が定められている物品を購入するとき。
- (4) 1件の予定価格が30万円未満の工事請負契約をするとき。
- (5) 1件の予定価格が20万円未満の工事請負契約以外の契約をするとき。
- (6) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 予算執行者等は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき又は前項第4号及び第5号の場合においてその金額が3万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

3 予算執行者等は、随意契約による場合において、当該予算の執行に関し決裁を受けるために作成した書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

御 請 求 書

No. 510511

令和元年10月2日

市長

様

下記の通り御請求申し上げます。

株式会社

代表取締役

名称

合計金額 ¥25,773

御支払条件

備考

品名及規格	数量	単位	単価	金額
1 オレンジネット 1m×50m	1,000	巻	9,500.00	9,500
2 立入禁止板 307-22 関係者以外立入禁止	3,000	枚	610.00	1,830
3 運賃				
4 ロープスティック 14mmφ 長さ1.5m UV塗装仕上 12本/箱	11,000	本	1,100.00	12,100
5 ※ 合 計 ※				23,430
※ 消 費 税 ※				2,343
計				25,773

お振込の場合は下記口座にお願い致します

口座名義 株式会社

支出命令票

(会計課)

一般会計

支出

所長

負担行為票番号 026395
伝票番号 026396

市長	副市長	課長	補佐	担当	起票	所屬課	00123	クリーンセンタ
***	***					起票日		令和元年 10月 2日
教育長	財政課長	地域市民局	教育委員会		検査検取	会計年度		令和 元年度
***	***	課長	補佐	担当		会計	01	一般会計
		***	***	*****		予算区分	1	現年度
会計管理者					起票・審査	事業	01	一般廃棄物処理対策事業
						款	04	衛生費
						項目	02	清掃費
						自節	02	塵芥処理費
						節	11	需用費
						細節	01	消耗品費

摘要	金額 (円)
001 消耗品費	25,773

(理由)
仮置場侵入防止用ネット、看板、鉄杭

支出整理	予算現額(A)	430,000 円	支払態様 支払種別 支払方法 支払予定日 源泉区分 控除額 控除差引額	1 一括支払
	支出負担行為済額(B)	209,501 円		1 通常
	予算残額(A)-(B)(C)	220,499 円		2 一括口座
				0 円
				25,773 円

上記の通り請求します。

債権者	(コード) 500214 (名称) 株式会社 (代表者) 代表取締役 (住所) (連絡先)		印
振込先	(金融機関名) (口座種別) (口座名義人)		
支払年月日	1.10.-8		

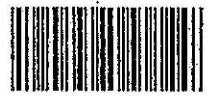
上記金額を領収しました。(支出を命ずる)

(住所)

(氏名)

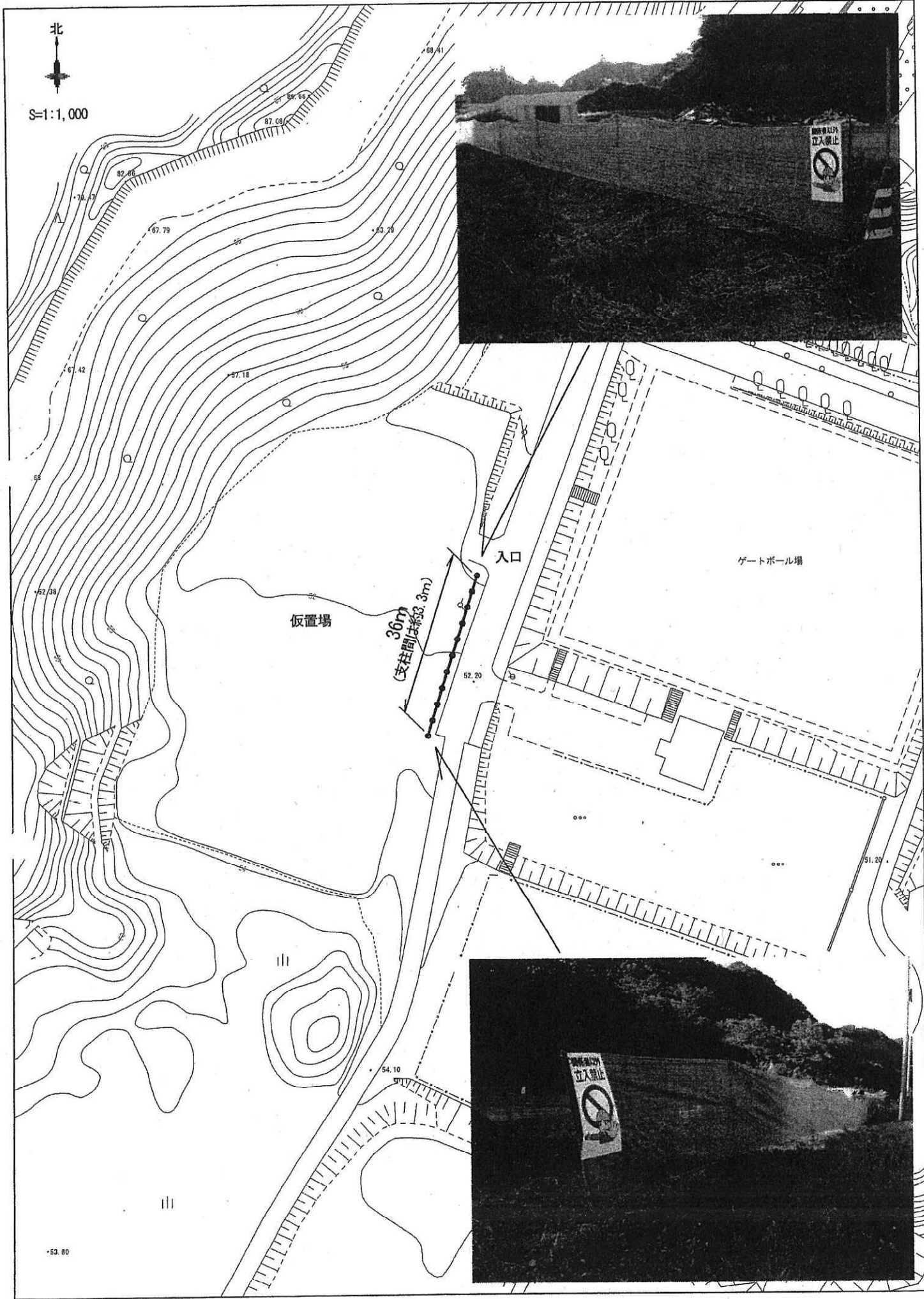
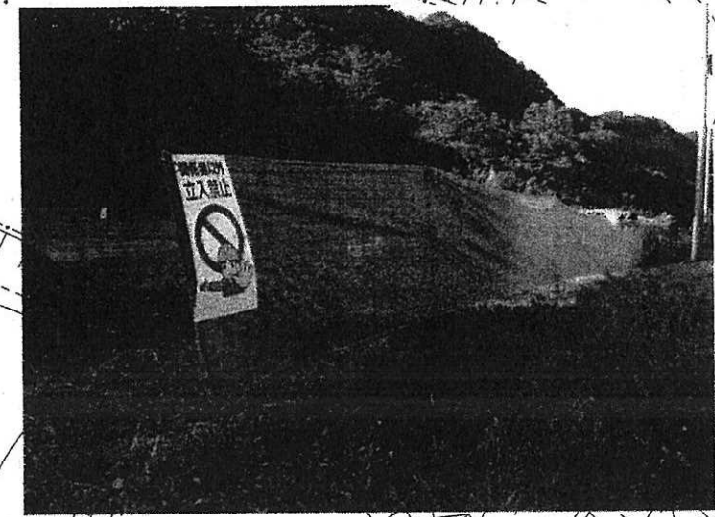
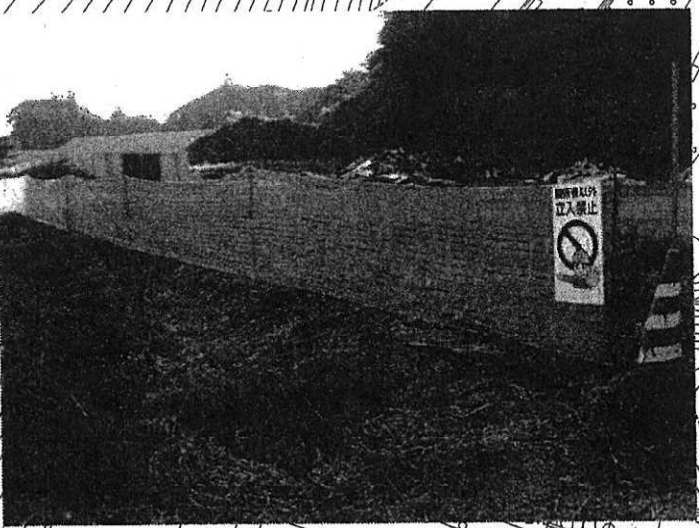
印

市会計管理者 様





S=1:1,000



(5)添付資料5 事業費算出内訳の根拠資料(フレコンバック)

購入理由

仮置場及び集積所において、搬入されたごみの分別、保管及び搬出に使用する目的で
購入したものを。

価格比較表

業者名	単価	備考
株式会社	9,340円	決定
株式会社	10,800円	左記業者のホームページ上の価格
株式会社	12,900円	左記業者のホームページ上の価格

使用枚数管理表

日付	内容	枚数	差引枚数	備考
10月11日	購入	40枚	40枚	
〃	サイディング搬出	△3枚	37枚	集積所から仮置場
10月15,16日	石綿含有材分別積込	△8枚	29枚	仮置場
10月19日	石綿含有材分別積込	△3枚	26枚	仮置場
10月21日	瓦・ガラス保管用	△2枚	24枚	集積所
10月24日	スレート搬出	△2枚	22枚	集積所
10月28日	壁材分別保管	△1枚	21枚	集積所
10月29日	可燃物(防水シート他)保管	△1枚	20枚	集積所
〃	石綿含有物搬出	△16枚	4枚	仮置場
11月12日	可燃物(防水シート)保管	△1枚	3枚	集積所
11月14日	壁材保管	△1枚	2枚	集積所
12月5日	石膏ボード分別保管	△3枚	-1枚	集積所
〃	壁材保管	△1枚	-2枚	集積所
12月18日	壁材保管	△1枚	-3枚	集積所
12月25日	サイディング分別保管	△1枚	-4枚	集積所

添付資料

見積書

価格比較資料1

価格比較資料2

支出負担行為票

随意契約及び見積り三者未済の理由書

請求書

支出命令票

令和元 年10月11日

御見積書

市長 様

下記の通り御見積申し上げます。

受渡期日： 受注後

受渡場所：

取引方法：

有効期限：



株式会社

合計金額： ¥41,096

摘要:	数量:	単価:	明細金額:
1トン土納MB-1 10枚	4	¥9,340	¥37,360

小計:	¥37,360
消費税:	¥3,736
合計:	¥41,096

備考:

価格比較資料 1

← <https://www.askul.co.jp/p/2343774/> [P-000](#) [大 \(アスカル\)モリリンフレコンバ...](#) ☆

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

【フレキシブルコンテナバッグ/トンバッグ】のランキング [▼](#) 特集・キャンペーン [▼](#) 振り出し物 [▼](#) 担当者からのおすすめ [▼](#)

ホーム > 物流・現場用品/台車 > コンテナ > フレキシブルコンテナバッグ/トンバッグ

メーカー モリリン [モリリンのフレキシブルコンテナバッグ/トンバッグを全て見る](#)

ブランド モリリン (Moririn)

排出口なし

モリリン フレコンバッグ (千尋バッグ) 排出口なし MB1 1箱 (10枚入)

現場のガラ (産業廃棄物) 入れや、短期間の仮設土のう、原料入れなど多用途に使えるフレキシブルコンテナバッグ。

レビュー: [レビューを見る](#)

投稿されたレビューはまだありません。お客様のレビューコメントをお待ちしています。

[レビューをリクエストする](#)

お申込番号: 2343774 型番: MB1 JANコード: 4979260484362

販売価格

¥10,800 (税抜き) / ¥11,880 (税込)

✓ 1枚あたり¥1,080 (税抜き)

数量

[カゴに入れる](#)

マイカタログへ登録

LOHACOでの注文

販売単位: 1箱 (10枚入)

この商品は複数の販売単位があります

1枚

¥1,380 (税抜き)

¥1,518 (税込)

商品仕様 商品情報の誤りを報告

メーカー: モリリン ブランド: モリリン (Moririn) その他: 反転ベルト付

ぎ: 材質: ポリプロピレン 寸法: 直

[この商品と似た商品](#)

株式会社ホームページの検索画面のコピー)

価格比較資料 2

MB-1 フレコンバック丸型(1t用)

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

コンテナバッグ (JIS Z1651 2008準拠品)

TRUSCO

コンテナバッグ 肥料・飼料運搬用丸型

カATALOG 請求書付中

この会社ユーザーは カタログ無料プレゼント

カタログでご注文の方 クイックオーダーから 簡単注文!

冬の電気代が ぐっと下がる

モノタラウでんき

ポリリン
フレコンバック丸型(1t用)

反転ベルト

当日
二重
当日比價之比
★★★★★ 11月26日09時00分

注文コード	01638315
品番	MB-1
内容量	1バック(10枚)
参考基準価格(税別)	オープン
販売価格(税込)	¥14,190
販売価格(税別)	
¥12,900	

数量:

全部で 2 種類のバリエーションがあります

バージン原料のみを使用している為、強度に優れており、品質も安定しています。
UV剤配合で耐候性に優れています。
本体生地は食品衛生法に適合しています。

質量(kg/枚) 約1.95 用途 土木作業、建築現場、廃材の搬出などに活躍、材質 本体・ベルト部/ポリプロピレン(PP)、投入口 寸法(mm) Φ1100×H1100+投入口H750 色 本体・ベルト部/ベージュ、投入口/白 タイプ 本体・ベルト部/ベージュ、投入口/ヘルト幅(mm) 100

注意

(株式会社 [redacted] ホームページの検索画面のコピー)

支出負担行為票

(会計課)

一般会計

負担

所長

伝票番号

029774

市長	副市長	課長	補佐	担当	起票
***	***				
教育長	財政課長	地域市民局・教育委員会		担当	会計管理者 合議
***	***	課長	補佐	*****	***
会計管理者	課長	補佐		担当	起票・審査

所属課	001230	クリーンセンタ
起票日	令和元年 10月 11日	
会計年度	令和 元年度	
会計	01 一般会計	
予算区分	1 現年度	
事業	01 一般廃棄物処理対策事業	
款	04 衛生費	
項目	02 清掃費	
目節	02 塵芥処理費	
節	11 需用費	
細節	01 消耗品費	

摘要		金額	
001 消耗品費		41,096 円	
(理由) 災害廃棄物搬出用フレコン40枚			
支出整理	予算現額(A)	430,000 円	支払態様 1 一括支払
	支出負担行為済額(B)	250,597 円	
	予算残額(A)-(B)(C)	179,403 円	
債権者	(コード) (名称) (代表者) (住所) (連絡先)		



随意契約及び見積り三者未満の理由書

物品名：フレコンバック

理由：台風第15号の暴風による被害により発生した災害廃棄物を分別、保管及び搬出する際に必要な物品の購入であるが、金額が小額のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び[REDACTED]市財務規則第137条第1項第6号の規定により随意契約とする。
なお、[REDACTED]市財務規則第138条第1項第5号の規定により1者から見積りを徴取するものとする。

地方自治法施行令

発令 　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和1年12月13日号外政令第183号

改正内容：令和1年12月13日号外政令第183号[令和1年12月16日]

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連

合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(随意契約)

第137条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 予定価格が130万円以下
- (2) 財産の買入れ 予定価格が80万円以下
- (3) 物件の借入れ 予定価格が40万円以下
- (4) 財産の売払い 予定価格が30万円以下
- (5) 物件の貸付け 予定価格が30万円以下
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 予定価格が50万円以下

2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約を締結する前に、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表すること。
- (2) 契約を締結した後に、契約の相手方、契約内容及び契約金額を公表すること。

(随意契約の見積書の徴取等)

第138条 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 法令等によって価格が定められている物品を購入するとき。
- (4) 1件の予定価格が30万円未満の工事請負契約をするとき。
- (5) 1件の予定価格が20万円未満の工事請負契約以外の契約をするとき。
- (6) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 予算執行者等は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき又は前項第4号及び第5号の場合においてその金額が3万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

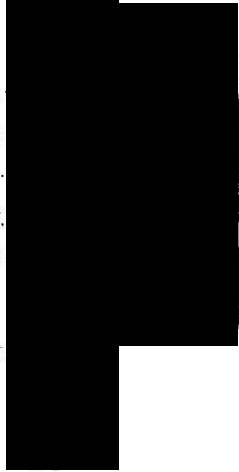
3 予算執行者等は、随意契約による場合において、当該予算の執行に関し決裁を受けるために作成した書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

令和元年10月25日

請求書

〒 [Redacted] 市長 様

売上引当振票 No. 得意先 9-10 000000121700
479025



TEL 0470-86-3522

区分	品名	数量	単価	金額	備考
1	加外税 1%土納 IB-1	10枚			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
				37,360	
				9,340.00	
				4.00	
				3,736	
				41,096	
消費税					
合計					

上記の請求書請求します。
 以下の現金が振込先口座に振り込まれます。